

氷見の土地改良



第61号

発行所
氷見市窪938
氷見市土地改良区
TEL(0766)91-0083

ごあいさつ



氷見市土地改良区
理事長
江添良春

「氷見の土地改良」第61号の発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には日頃より当改良区の事業運営に対し特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年3月の総代会におきましては、令和6年度の事業計画案や歳入歳出予算案など、全上程議案をご可決又はご承認いただきました。

我々役員一丸となり、今年度もより良い運営を目指して業務に邁進してまいりますので、変わらぬご理解・ご支援をお願い申し上げます。

さて、このたびの能登半島地震では、住宅や公共インフラへの甚大な被害をはじめ、多くの土地改良施設が損傷いたしました。

そのような中で、国及び県管かんがい排水事業に係るパイプラインについては、震災発生の直後から、農林水産省及び北海道開発局に所属する全国各地の職員、富山県職員・同OB、土地改良団体の職員、氷見市職員及びコンサルタントなど、数多くの専門スタッフが現地に入り、休日・昼夜を問わず、献身的に現地調査や応急復旧工事に当たっていただきました。おかげをもちまして、異例ともいえるスピー

ドで国営及び県営のパイプライン約14.2kmと末端水路約1,000kmの応急復旧等が進捗し、4月26日には、五位ダムから農業用水が供給され、市内では、例年通りの時期に農作業が進められたところであり

ます。ここに、パイプラインの応急復旧等に格別のご配慮をいただいた国・県及び関係の皆様衷心より感謝申し上げます。今後は、パイプラインの本復旧工事やため池の対策工事などが予定されているほか、営農が進められていく過程で判明した課題についてもしっかりと目配りをする必要があります。このため、引き続き、国や県・市と連携しながら、適時・適切に対応してまいりたいと考えておりますので、農家の皆様には、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国においては、農政を転換し、食糧安全保障を確かなものにするため、「農政の憲法」とされる「食料・農業・農村基本法」を25年ぶりに改正いたしました。このたびの改正では、法律の基本理念に「食料安全保障の確保」を新たに加えたほか、農業法人の経営基盤の強化やスマート技術を活用した生産性の向上などにより、農業の持続的な発展を図ること

といたしております。また、令和6年度の国の土地改良関係予算につきましては、当初予算において4,463億円、令和5年度補正予算が1,777億円と合わせて6,240億円の予算が確保されております。近年は、氷見市においても農業者の高齢化や減少により、農地や農業用水の管理に支障が生じているほか、資材価格と電力料金の高騰が土地改良区の運営を圧迫する厳しい状況にあります。こうした国の動向を注

視することはもとより、有利な事業メニューを大いに活用して、生産基盤強化のための農業農村整備事業や農業用施設の防災機能の向上など、各種事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。次に今年度の氷見市土地改良区管内の土地改良事業について申し上げます。

まず、国営十二町潟排水機場については、昭和58年に運転を開始して以降、24時間365日稼働を続けてきましたが、40年以上を経過して施設の老朽化が進行しております。このため、建物及び設備の更新と耐震化が必要となっているとともに、最近の激甚化する豪雨への対応として、排水能力の増強や非常用電源設備の整備が求められております。国においては、こうした課題を解決するため、事業計画策定に向けた調査検討が行われており、氷見市土地改良区といたしましても、関係機関と緊密に連携しながら、事業実施を念頭に置いて働きかけてまいりたいと考えております。

次に県営事業であります。農地整備事業が北八代、粟原、中村の3地区で施工され、防災減災事業のため池整備が、久目地区の千元池など市内各所で実施される予定であります。いずれの事業も、農業の生産基盤を強化し、農業・農村の強靱化を図るうえで必要不可欠な事業であり、早期採択を待ち望んでいる地区もあることから、引き続き関係機関に対し強く要望活動を続けてまいりたいと考えております。

このほか、県単独土地改良事業や維持管理適正化事業、区単独土地改良事業などについても、地元の皆様の要望に機動的に対応するとともに、積極的な実施に努めるなど、土地改良施設の適正な管理を通して地域農業の振興を図ってまいります。

皆様にはこれまで同様、当土地改良区の全般に亘りご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びになりますが、組合員の皆様並びに関係各位のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。挨拶とさせていただきます。

ごあいさつ



氷見市長
林 正之

皆様方におかれましては、日頃から、農業の持続的发展・農村の振興はもとより、市政の發展に格段のご理解、ご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

また、本年1月1日に発生した能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

地震発生時においては、五位ダムから水を供給している国・県営かんがい排水のパイプラインに甚大な被害が発生しましたが、農林水産省、富山県など関係機関からの協力により、去る4月26日に無事、通水が可能となり、春からの営農に間に合わせることが出来ました。関係機関の皆様にも、深く感謝申し上げます。

市では、一日も早い復旧・復興を図るため、概ね3年間を目標とする「被災者支援・復旧

復興ロードマップ」を作成したところであり、オール氷見で心を一つに、全力を尽くし取り組んでまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、経済活動、各種交流等が本格再開となった一方、農業農村を取り巻く情勢としては、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰などにより厳しさが増していることに加え、基幹的農業従事者の減少・高齢化の進行、後継者不足、耕作放棄地などの諸課題に直面しております。

こうした中、国においては、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、食料安全保障の強化、環境対応、人口減少への対応の3本柱を中心に、若者や意欲ある農林水産業者が夢を持って農林水産業に取り組めるような環境整備、元気で豊かな農山漁村の次世代への継承等の実現に向け進めております。

国の土地改良予算においては、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策等を含めた農業農村整備事業関係分として、令和5年度補正予算、令和6年度当初予算を合わせて6,240億円が確保され、市内各所にお

いて県営ほ場整備事業や県営農村地域防災減災事業が展開されております。

こうした貴重な財源を効率的、効果的に活用し、担い手への農地の集積・集約化、ICT水管理や自動走行農機等のスマート農業、更には高収益作物への転換などに加え、ため池工事特措法に基づく防災対策など、農業の体質強化を図るために、必要な土地改良事業を着実に進めていくことが重要であります。

市といたしましても、ほ場整備の北八代外2地区、ため池整備事業の久目地内千元池外6地区、新たに今年度着手する「五位2期」の基幹水利施設ストックマネジメント事業など県営事業促進と新規地区の採択について、国及び県に積極的に働きかけてまいります。

今後とも、本市の農業を支え、地域資源の保全などに取り組む氷見市土地改良区の皆様方と連携を図り、本市の農業の持続的发展に向けて、全力で取り組んでまいりる所存であります。

結びに、今後も本市の農業が發展し、農村に活力がみなぎるようご期待申し上げますとともに、氷見市土地改良区をはじめ、関係の皆様方のご健勝とご活躍を心からご祈念いたします。私の挨拶といたします。

ごあいさつ



武内政弘

富山県高岡農林
振興センター所長

水見市土地改良区の組合員の皆様には、日頃から本県の農業・農村の振興にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本年元日に発生しました能登半島地震は富山県内で甚大な被害をもたらし、とりわけ水見市内において農地やため池、農業水利施設などの土地改良施設に多くの被害が発生しました。国・県営かんがい排水事業に係るパイプラインにおいても被害は甚大なものとなり、震災直後から関係機関の多くの方々が現地に入り、休日返上で応急復旧に取り組んでいた結果、4月末の本格給水に間に合い、この間の関係者各位のご協力を改めて感謝申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化、食生活をはじめとする人々の生活様式の変化、世界的なエネルギー

価格・原材料価格の高騰、近年急増する自然災害への対応など、様々な課題に直面しています。このような中、県の令和6年度農業農村整備事業関係予算は、当初予算109.4億円と令和5年度11月補正予算77.2億円を加えた合計186.6億円を確保しており、このうち、貴土地改良区管内においては、農業競争力強化を図るため、ほ場整備「中村地区」、「栗原地区」や土地改良総合整備「北八代地区」に取り組んでいます。また、豪雨や大規模地震に耐えられるよう、「千円池」ほか6地区においてため池整備を実施し、強靱な県土づくりを着実に進めます。

農業生産においては、令和5年8月の日平均気温（富山地方気象台）が30.6℃と観測史上最高で、「コシヒカリ」など出穂後の登熟期間にとって大変厳しい気象条件となりましたが、令和5年産水見市のうるち米の一等比率は、県平均の62.2%（R6年3月31日現在）を上回る89.4%（R6年4月30日現在）と良好な結果となっており、これは生産者のご努力と関係機関が一体となり取り組んだ成果であり、あらためて敬意を表する次第であります。今後も震災後の営農支援はもとより、「富富富」など高温耐性品種の導入を含め、高品質で選ばれる米作りに向けた各種

支援、大麦やハトムギなどの生産による水田フル活用、白ねぎ、醸造用ぶどう、梅などの園芸産地を牽引するリーディング経営体を支援してまいります。また、意欲ある担い手の確保・育成やスマート農業の取組みなどについても支援してまいります。

今後とも、「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村」の実現を目指し、各種施策を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしく願いたします。

結びに、貴土地改良区の限りないご発展と、組合員の皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げます。ごあいさつといたします。





第52回 通常総代会の開催

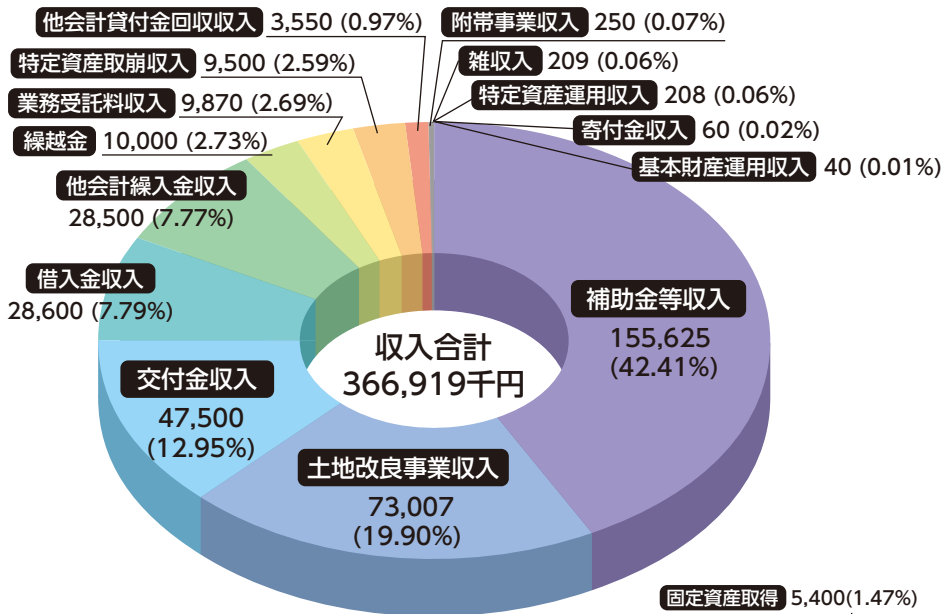
第52回通常総代会が去る令和6年3月12日(火)午後2時から氷見市農業会館4階ホールにおいて総代56名出席(24名書面議決)のもと開催されました。

会議に先立ち、江添良春理事長の挨拶に引き続き、井上靖啓富山県高岡農林振興センター所長、浜本伸二氷見市ふるさと整備課長の両氏からご祝辞をいただきました。

阿尾地区の山本喜久雄総代を議長に選出し、提出された令和6年度事業計画、同一一般会計収支予算及び特別会計収支予算等の12議案については、何れも原案通り可決または承認されました。主な内容は下記のとおりです。また、同日開催の役員補欠選挙では、全区から無投票で桶元勝範理事が当選され、閉会後の組織役員会において常務理事に選任されました。

令和6年度 一般会計収支予算 (単位：千円)

本年度	前年度	比較増減
366,919	293,955	72,964



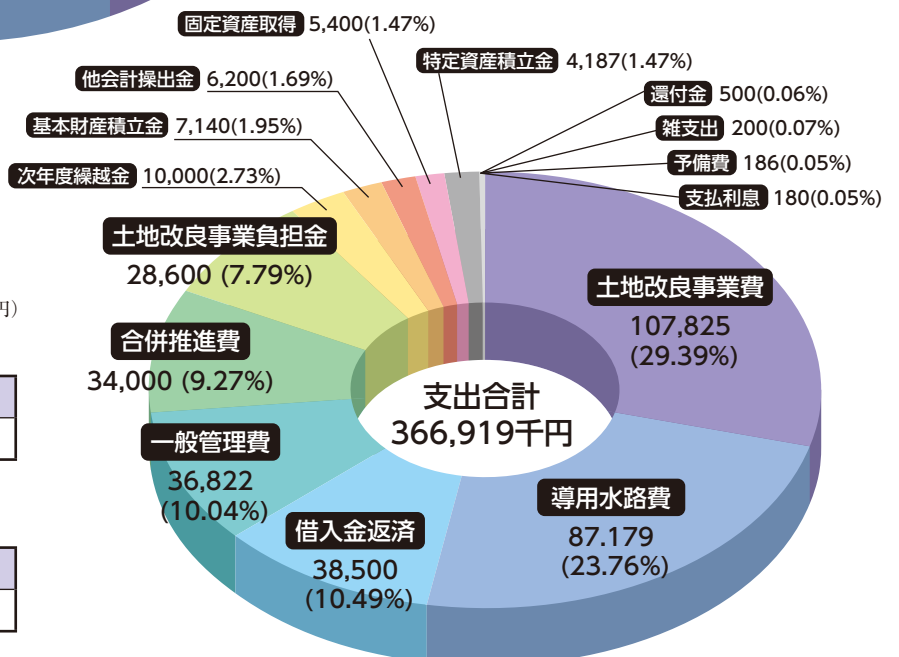
令和6年度 特別会計収支予算 (単位：千円)

小水力発電事業特別会計

本年度	前年度	比較増減
51,001	52,001	△ 1,000

十二町瀧沿岸管理区特別会計

本年度	前年度	比較増減
94,400	68,050	26,350



**令和 5 年度
第 1 回臨時総代会の開催**



令和 5 年 10 月 26 日（木）午後 2 時から、令和 5 年度第 1 回臨時総代会が水見市農業会館 4 階ホールにて総代 57 名出席（26 名書面議決）のもと開催されました。

当日は、公務ご多忙の折にも拘わらず、井上靖啓富山県高岡農林振興センター所長、渋谷章弘富山県高岡農林振興センター指導課長、神代太水見市建設部長、長谷慎一朗水見市ふるさと整備課主査のご臨席を賜りました。

会議に先立ち、江添水見市土地改良区理事長の挨拶の後、井上所長、神代部長からご祝辞をいただきました。出席総代の中から十二町地区の谷内一総代を議長に選出し、令和 4 度事業報告及び同

一般会計収支決算等の 4 議案については、何れも原案通り可決されました。その後、長瀬潔理事長職務代理の閉会の挨拶があり、午後 3 時に閉会となりました。議案の主な内容は次のとおりです。

令和 4 年度 一般会計収支決算

●収入

(単位：円)

款	決算額	予算額	比較増減
1 土地改良事業収入	70,502,002	73,870,000	△3,367,998
2 附帯事業収入	195,462	200,000	△4,538
3 基本財産運用収入	24,312	20,000	4,312
4 特定資産運用収入	182,129	180,000	2,129
5 補助金等収入	52,669,500	62,300,000	△9,630,500
6 交付金収入	0	21,000,000	△21,000,000
7 寄付金収入	527,397	60,000	467,397
8 業務受託料収入	7,590,300	7,700,000	△109,700
9 雑収入	549,934	205,000	344,934
10 借入金収入	18,200,000	18,980,000	△780,000
11 特定資産取崩収入	6,566,092	6,700,000	△133,908
12 他会計貸付金回収収入	3,540,590	7,200,000	△3,659,410
13 他会計繰入金収入	26,586,927	30,300,000	△3,713,073
14 繰越金	24,328,892	27,178,000	△2,849,108
収入合計	211,463,537	255,893,000	△44,429,463

●支出

(単位：円)

款	決算額	予算額	比較増減
1 導水路費	74,752,086	83,235,000	△8,482,914
2 土地改良事業費	46,098,475	79,300,000	△33,201,525
3 一般管理費	20,752,840	29,370,000	△8,617,160
4 合併推進費	175,000	250,000	△75,000
5 土地改良事業負担金	18,232,500	20,020,000	△1,787,500
6 借入金返済	1,524,227	1,600,000	△75,773
7 支払利息	51,938	160,000	△108,062
8 固定資産取得	4,042,863	4,800,000	△757,137
9 還付金	0	2,300,000	△2,300,000
10 基本財産積立金	17,601,887	19,897,000	△2,295,113
11 特定資産積立金	2,113,860	2,206,000	△92,140
12 雑支出	83,044	200,000	△116,956
13 他会計繰出金	5,324,971	5,350,000	△25,029
14 次年度繰越金	20,709,846	7,000,000	13,709,846
15 予備費	0	205,000	△205,000
支出合計	211,463,537	255,893,000	△44,429,463

基本財産

事業積立金 121,941,031円

特定資産

国・県営かんがい排水事業積立資産 3,063,915円
 転用決済金積立資産 155,438,834円
 役員退任慰労積立金積立資産 4,862,791円
 職員退職給与引当積立資産 38,115,571円
 国・県営灌漑排水事業維持管理積立資産 423,685,472円
 国・県営灌漑排水事業維持管理修繕費積立資産 20,522,247円

**令和 4 年度特別会計収支決算
小水力発電事業特別会計**

(単位：円)

予算額	収入総額	支出総額	次年度繰越金
53,401,000	42,402,765	42,115,406	287,359

十二町潟沿岸管理区特別会計

(単位：円)

予算額	収入総額	支出総額	次年度繰越金
77,000,000	77,290,968	72,208,450	5,082,518
特定資産			
十二町潟沿岸管理区転用決済金積立資産			23,043,747円
十二町潟沿岸管理区維持管理積立資産			19,595,432円

氷見市土地改良協会 通常総会、研修会の開催

氷見市と市内 3 土地改良区、34 の工区及び自治会で組織する氷見市土地改良協会第 59 回通常総会は、去る 5 月 31 日（金）午後 3 時から氷見市土地改良区 2 階会議室において開催されました。

提出された令和 6 年度事業計画並びに同一一般会計収支予算等の 4 議案については、何れも原案とおり可決または承認されました。

また、同日には会員の体質強化、スキルアップを目的とした研修会を開催し、富山県高岡農林振興センター所長武内政弘様から「農業農村整備について」、同管理検査課長杉山典敬様から「令和 6 年能登半島地震による農地・農業用施設の災害対応について」の講演をいただきました。その後行われた情報交換会では、各地区の抱える課題や取り組みについて活発な議論が交わされました。

氷見市土地改良協会では随時会員を募集しています。先進事例の研修会等をおして土地改良事業の推進を目指しています。詳細は事務局 91-0083 までお問い合わせください。



令和 6 年度一般会計収支予算

(単位：千円)

本年度	前年度	比較増減
6,110	5,825	285

高岡土地改良協議会長賞表彰

氷見市土地改良区 理事 長瀬 潔氏

平成 25 年から監事、理事を歴任され、現在は理事長職務代理の要職にあり、卓越した知識と深い洞察力をもって土地改良区の健全な運営に尽力されています。

担当の女良地区においては、耕作放棄の防止や千石用水の維持管理に強いリーダーシップを発揮されています。

退任

前常務理事 大野 一也氏

令和 3 年 3 月の常務理事就任以来、豊富な経験と知識をもって土地改良事業の推進、土地改良区の発展にご尽力いただきました。

数々のご功績に感謝申し上げます。
今後ますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

十二町潟沿岸管理区第 42 回代議員会の開催

令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 2 時から氷見市農業会館 4 階ホールにおいて十二町潟沿岸管理区第 42 回代議員会が代議員 30 名出席のもと開催されました。窪地区の東海勇雄代議員を議長に選出し、提出された令和 4 年度事業報告及び同特別会計収支決算等の 9 議案は何れも原案のとおり可決又は承認されました。

職員募集のお知らせ

採用の予定
来春卒業予定の方は
令和7年4月1日。

既に卒業されている方は、繰り上げて採用も可とします。

募集職種・人数等

- 職 種 事務または技術職
- 採用予定人数 1名
- 職 務 内 容 一般事務、農業用排水施設管理等

応募資格

- 平成7年4月2日以降に生まれ、高校卒業以上または卒業見込みの方。
学部・学科は問いません。
- 普通自動車運転免許（ただし、AT限定は採用決定後、限定解除により可）
- Word、Excel等パソコン基本操作。

応募方法

- 申 込 方 法 ハローワーク紹介状、自筆履歴書、卒業（見込）証明書、職務経歴書（該当の場合）を土地改良区へ持参または簡易書留にて郵送してください。
- 受 付 期 間 随時
- 問 い 合 わ せ 先 〒935-0024 氷見市窪 938 番地
氷見市土地改良区 職員採用担当（電話番号：0766-91-0083）
E-mail:h-dokai3@p1.cnh.ne.jp

選考方法・日程

- 選 考 方 法 作文及び面接試験
- 日 程 日程が決まり次第、お知らせします。
- 備 考 合否とも通知します。

その他の詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

能登半島地震被害の復旧状況

令和 6 年 1 月 1 日午後 16 時 10 分の能登半島地震発災後、BCP に基づき職員 4 名は十二町湧排水機場に集合し、各施設の点検調査を行いました。点検の結果、かんがい用水管路の国営幹線及び県営支線において複数の破損や十二町湧排水機場構内の液状化被害を確認しました。

1 月 15 日には、農林水産省、県、県土地改良事業団体連合会、民間コンサルタント業者による被災状況調査チームが結成され、農業用水路等の末端土地改良施設では、946 箇所が被災が確認されました。

かんがい用水管路の応急復旧（国営幹線 66 箇所、県営支線 18 箇所）や復旧後の充水試験では、農林水産省、県、同 O B、県土地改良事業団体連合会、県内土地改良区の方々から多くの支援を受けたことにより、4 月 26 日の通水開始時には全線で通水が可能となりました。

今秋から本復旧に着手する予定ですが、かんがい期間中の漏水、不具合等を発見されたときは、業務課 91-0083 までご連絡をお願いします。



国営幹線、県営支線の全延長で応急復旧等や充水試験を 4/17 に完了

	総延長	調査延長	進捗率	備考
国営幹線	27.1km	27.1km	100%	3/26 完了
県営支線	115.2km	115.2km	100%	4/17 完了
計	142.3km	142.3km	100%	

能登半島地震 農地・農業用施設被害状況 (5/1 時点)

農地	農業用施設※	集落排水施設	計
189 箇所	1,752 ※箇所	5 箇所	1,946 箇所

内訳 水路：1,281 箇所、ため池：15 箇所、頭首工：8 箇所
揚水機場：25 箇所、道路：421 箇所、橋梁：2 箇所

令和 6 年能登半島地震の調査・復旧チーム動員延べ人数 (4/26 時点)

(単位：人)

国	県	県土連	土地改良区	民間コンサル	県 OB	計
1,661	632	38	105	163	47	2,646



節水にご協力ください

五位ダムからのかんがい用水は、受益地区の主水源が枯渇したときの補給水であり、各地区での使用水量上限が定められています。

通水して以降、これまでで使用水量は過去最高を記録しており、今後、水不足が発生したときには使用超過地区での取水制限を行うことが想定されます。

ついでには、夜間や降雨時等で給水を行わないときには止水いただき、無駄水が発生しないよう水管理の徹底にご理解ご協力をお願いいたします。

組合員の皆様へ

賦課金について

種 類	単 価	納 期
經常賦課金（氷見市内の田）	1,000円/10a（ほ場整備実施済の田）	11月末日
国・県営かんがい排水事業維持管理賦課金 （五位ダムからの用水受益）	2,000円/10a	6月末日
十二町瀧沿岸管理区維持管理賦課金 （十二町瀧排水機場の受益）	1級地 3,200円/10a 2級地 300円/10a	1期：5月末日 2期：8月末日

賦課金に関するお問い合わせは、管理課賦課係☎91-0083までお願いいたします。
納期が休日の場合は、金融機関の翌営業日となります。

賦課金納付について

- ① 口座振替は氷見市農協のみの対応になっております。
- ② 納付期限が口座振替日となります。
- ③ 氷見市農協窓口で納入する場合手数料は必要ありませんが、他金融機関から振り込みされる場合には手数料は組合員様のご負担となります。
- ④ 利用権が設定されている田であっても賦課金は原則所有者の負担となります。
利用権設定をして耕作者が賦課金を支払う場合には、届出が必要となりますので当改良区まで連絡をお願いいたします。

農地を転用する際は

- 農地を農業以外の目的に使用するときには農地転用の手続きを行い、受益から除外する必要があります。
※無断転用は農地法により罰せられます。
- 転用予定地が国・県営かんがい排水事業の受益地であるときは、転用決済金を納付する義務があります。
（土地改良法第42条第2項）
- 転用決済金の金額につきましては、地区により異なる場合がありますので土地改良区までお問い合わせください。
- 手続きが無い限り土地台帳から除外できませんので、従来どおり賦課されることとなります。

公共事業（道路、公園、河川、建物等）の用地として転用される際にも上記の手続きが必要となりますので、事業主と十分話し合い、手続きに疑義が生じないようお願いいたします。

決済金とは？

農地を転用することで、残存農地の組合員に対して負担が増えないようにするためのお金です。

補給水の使用期間

国・県営かんがい排水事業の補給水（五位ダムからの用水）の使用期間は、水利権により毎年4月26日から9月5日までと定められています。期間外での使用はできません。
施設の不具合、漏水、空気弁からの溢水等を発見されたときは、業務課（91-0083）までご連絡ください。

こんな時には、必ず届出をしてください。

- 組合員が死去された場合
- 農地を売買・贈与・交換・相続・耕作の移動等をした場合
- 農業者年金受給のため経営移譲した場合
- 住所や組合員名を変更した場合
- 公共事業等で田が用地買収される場合
- 農地転用する場合 等

届出用紙は
事務局にあります

申請書類はホームページからも
ダウンロードできます。

水土里ネット氷見 検索